

効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団（以下、「本事業団」という。）が発注する「効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務」（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本事業団が運営する高槻城公園芸術文化劇場は、令和5年3月にオープンし、高槻市の文化芸術の創造・発信拠点施設として、多くの方に利用いただいているが、今後増々高まる利用者の多様化するニーズに応え、さらなるサービスの質の向上を図るため、施設運営に係る業務について、専門的な見地から体系的に分析し、課題を明確化した上で、業務改善の提案及びマニュアル作成を行うことを本業務の目的とする。

2 業務概要

2-1 業務の名称

効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務

2-2 業務の内容

別紙「効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務仕様書」のとおり

2-3 履行期間・場所

期間：契約締結の日から6か月（令和7年度）

場所：高槻市野見町6番8号 高槻城公園芸術文化劇場南館

2-4 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

3-1 応募者の資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 高槻市「令和6年度入札参加資格者名簿（業務委託）」に登載されている業者である者。
- (2) 過去5年間（平成31年4月以降）に本件業務と同種又は類似の国又は地方公共団体等が発注した業務を受注し、履行が完了した実績があること。

3-2 応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 本実施要領の公表の日から提案書提出日までの間において、高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の措置を受けている者。
- (3) 本実施要領の公表の日から提案書提出日までの期間に高槻市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者。
- (4) 高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）である者。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。

4 事業者選定の流れ

4-1 日程

日程は概ね次のとおりである。

内容		日程	受付・公表等
1	公募開始	令和7年2月7日（金）	高槻城公園芸術文化劇場ホームページ
2	実施要領・仕様書等に関する質問受付	令和7年2月12日（水）～2月18日（火） 午後5時15分まで	eメール (teikyou@takatsuki-bsj.jp)
3	実施要領・仕様書等に関する質問の回答	令和7年2月21日（金）	上記ホームページ
4	参加表明書及び参加資格審査書類の受付	令和7年2月26日（水）～2月28日（金） の午前8時45分～午後5時15分まで	高槻城公園芸術文化劇場南館受付 窓口まで持参
5	参加資格審査結果の送付	令和7年3月5日（水）頃	eメール
6	提案書の締め切り	令和7年3月14日（金）午後5時15分まで	高槻城公園芸術文化劇場南館受付 窓口まで持参または郵送（必着： 配達証明付き書留郵便に限る）

7	プレゼンテーション 及びヒアリング	令和7年3月19日（水）【予定】	高槻城公園芸術文化劇場南館スタジオ【予定】
8	選定結果の通知	令和7年3月25日（火）【予定】	eメール
9	契約の締結	令和7年4月【予定】	

4-2 最優秀提案者の選定

効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者選定する。

4-3 詳細の協議

最優秀提案者は契約に向けて、優先交渉権獲得者となり、契約を締結するまでの諸条件について、本事業団と詳細の協議を進めるものとする。また、この際の協議は、優先交渉権獲得者が行った提案の範囲内で行う。なお、優先交渉権獲得者との協議が整わない場合は、次点の者から繰り上げて、優先交渉権獲得者と定め同様の詳細協議を行う。

5 手続き

5-1 提案募集の手続き

(1) 実施要領の公表

実施要領は、令和7年2月7日（金）から高槻城公園芸術文化劇場ホームページにて公表する。

(2) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付及び回答の公表

1	質問先	公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団施設提供グループ
2	質問方法	質問は、eメールから行うこととする。質問様式（様式第1号）に記載の上、添付して送信すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。 【メールアドレス】teikyou@takatsuki-bsj.jp
3	質問受付期間	令和7年2月12日（水）～令和7年2月18日（火）
4	回答日・回答方法	質問に対する回答は、令和7年2月21日（金）までに高槻城公園芸術文化劇場ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する場合もある。また、質問内容によっては回答しない場合もある。

(3) 参加表明時の提出書類

1	提出必須のもの	・参加表明書（様式第2号） ・業務実績表（様式第3号）
2	提出先	公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団施設提供グループ 〒569-0067 高槻市野見町6番8号 高槻城公園芸術文化劇場南館1階受付窓口
3	提出方法	施設提供グループまで持参

4	提出期間	令和7年2月26日（水）～令和7年2月28日（金）まで 午前9時00分～午後5時15分
5	留意事項	参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(4) 参加資格審査結果の送付

参加資格審査の結果は、令和7年3月5日（水）頃に、本事業団から応募者に対し、参加資格の認定（様式第4号）または参加資格の否認（様式第5号）をeメールにより通知する。

(5) 提案書の提出

参加資格が認定された応募者は、「イ 提出書類の作成要領」に従い、次の提出書類を作成し提出すること。

ア 提案時の提出書類

次の提出書類は、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4ファイルに綴じたものを提出すること。

	提出書類	提出部数
1	業務従事者調書（様式第7、8号）	5部
2	参考見積書（任意様式）	5部
3	企画提案書（任意様式）	5部

※ 企画提案書については、電子データでも提出すること。（正副各1部）

イ 提出書類の作成要領

(ア) 一般的事項

- a 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則としてフォントはMS 明朝体10.5ポイントで統一すること。
- b 費用等の金額については、全て税込みの金額を記述すること。
- c 提案数は、1者につき1案とする。
- d 原則A4版（横）とする。但し、用途によってはA3版での作成も可とする。なお、A3版の様式については、A4版サイズに折り込むこと。また、通し番号（ページ数）を付すこと。

(イ) 提案書

提案書は、次のaからdの項目を満たすものとし、この順の構成で各頁の下中央に通し頁をふる。また、提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

a 表紙

「効果・効率的な施設運営に向けた業務分析・運営改善支援業務提案書」と

提出年月のみ記載する。

b 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

c 本文

本業務の趣旨及び目的を踏まえ、仕様書の「2 業務内容」に沿って、以下の項目を記載すること。

(a) 業務（全体）の概要

業務全体の概要について記載すること。

(b) 仕様書「2 業務内容」に対する提案

仕様書の項目に沿って具体的な手法や手順を提案するとともに、成果物のイメージを記載すること。その際、本業務を通して、効果が期待できるポイントを明記すること。

(c) 実施体制（様式第7、8号）

本業務の人員体制及び各取組の人員配置予定を具体的に記載すること。

(d) 応募者による追加提案

予定価格の範囲で実施可能な本業務の効果を一層向上させられると考えられる応募者独自の取組について、具体的な内容を記載すること。

d 分量

分量（頁数）は、10頁以内にまとめること。（表紙・目次は頁数に含まない）

(ウ) 提案書（電子データ）

提案書をまとめた電子データを作成すること。「adobe Acrobat Reader DC」、
「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft Power Point」のいずれかで閲覧可能な形式とし、電子データをeメールで提出するとともにCD-ROM又はDVD-ROMに収録の上、正副各1部を提出すること。

(エ) 参考見積書

本業務にかかる経費について、応募者による追加提案も含み、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税等額を算出し、合計金額を記載すること。なお、参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

ウ 提出方法等

1	提出先	公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団施設提供グループ 〒569-0077 高槻市野見町6番8号 高槻城公園芸術文化劇場南館1階受付窓口
2	提出方法	施設提供グループまで持参または郵送（必着：配達証明付き書留郵

		便に限る)
3	提出期限	令和7年3月14日（金）午後5時15分まで

(6) 提案の辞退

参加表明後に、応募者が辞退を希望する場合は、令和7年3月14日（金）までに提案辞退届（様式第9号）を提出すること。なお、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

5-2 提案に当たっての留意事項

- (1) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。ただし、本事業団が差替えを求めた場合を除く。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提案書等に不明点がある場合など、審査の期日までに提案内容について説明を求めることがある。
- (3) この提案の応募に係る全ての経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案者に帰属する。
- (5) 提出された提案書は、提案者の競争上の地位その他正当な利益を保護するため、非公開とする。
- (6) 選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用する。ただし、「追加提案」の採用可否は、優先交渉権獲得者決定後、両者協議の上、決定する。

6 審査及び審査結果の通知

6-1 審査

本事業団が設置する選定委員会において、提出書類、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより評価する。評価合計点の多い順に順位を決定し、最多得点の者を最優秀提案者として順位付けし、次点者以下も決定する。ただし、評価合計点が満点の5割を超えなかった者は、「4-3 詳細の協議」に定める優先交渉権獲得者になることができない。また、優先交渉権獲得者がいなかった場合は、再度提案を公募の上、審査を実施する。なお、参加申込者が1者以上あれば審査を行うものとする。

6-2 評価項目及び配点

委託業務内容に即した以下の評価項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

NO	評価項目	評価対象	審査基準	配点	
1	業務の実施体制 及び 業務遂行能力	業務実績	本業務同種の業務実績、ノウハウは十分か。	15	
2		業務体制	業務を円滑に遂行する体制は必要十分か。	5	
3		業務従事者	本業務の従事者の能力は適切であるか。また、ふさわしい実績を有しているか。	5	
4	提案内容	目的、業務内容の理解	目的を十分に理解し、仕様書・実施要領に沿った提案となっているか。	5	
5		工程	円滑な業務遂行が可能な工程となっているか。また、本事業団の業務遂行に十分配慮したものとなっているか。	5	
6		業務内容	現状分析	業務フローの作成に当たっては、対象業務の内容や現場の運用・実態を把握する努力が十分になされるか。	10
7			業務改善提案及び実行に向けた業務フローの提示	業務改善提案は、様々な視点から課題を分析した上で、本事業団において取り組みやすく実現しやすいよう、工夫がなされているか。	10
8			業務マニュアルの作成	業務マニュアルは、表や図を用いるなど、初めて業務に従事する職員にもわかるよう、まとめられているか。	20
			デジタルツールの提案	デジタルツールの提案は、業務改善の効果促進の期待ができるか	10
9		追加提案	独自の取組について提案があり、本業務の効果を一層向上させることが期待できるか。	5	
10		費用	見積金額	見積価格は他者と比較して低廉であるか。	10
合 計				100	

6-3 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

令和7年3月19日(水) 【予定】

※令和7年3月17日（月）までに時間、場所等について通知する（様式第10号）。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は、原則として説明20分、ヒアリング10分の合計30分とする。

(3) 内容

提出された提案書を用いて行い、それ以外の資料での説明は不可とする。

(4) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、提出された企画提案書等に基づく

ものとする。

イ プロジェクト等を使用しないこと。

ウ プレゼンテーションは必要最小限の人数で行うこと。また、必ず本業務に従事する予定の者がプレゼンテーション及びヒアリングを行うこと。なお、会社名や会社を特定できる内容は伏せて行うこと。

6-4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を文書（様式第11号または様式第12号）で通知する。
- (2) 審査内容に対する質問や異議は一切受け付けない。

6-5 失格

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 見積金額が契約上限金額より高い場合
- (3) 提出された提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (4) 本実施要領に違反又は逸脱している場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な事由なしに欠席した場合
- (6) 2以上の提案をした場合
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (8) 選定時点において本実施要領の「3 応募資格」に定める資格のない者が提案した場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 応募者が、選定委員会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- (11) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (12) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合
- (13) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合

7 最優秀提案者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

- (1) 最優秀提案者を優先交渉権獲得者として、契約内容について協議、合意の上で契

約する。なお、最優秀提案者に契約を締結できない事由が発生した場合、または契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を優先交渉権獲得者とすることができる。

- (2) 協議において、必要な範囲内で提案書の項目の追加、変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。
- (3) 契約保証金は、見積額（税込み）の5%以上の金額を契約締結日までに現金又は高槻市財務規則第124条各号に掲げる有価証券を納めること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。なお、契約の履行が確認された後に還付する。

8 その他

- (1) この要項に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (2) 提案募集に参加する者は、実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本事業団の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (3) 提案募集に参加する者は、最優秀提案者決定後において、実施要領等の内容について異議を申し立てることはできない。

9 担当

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

TEL 072-671-1061（担当：牧瀬、山^{やまがた}縣）